

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（島根2号機（374））
2. 日 時：令和3年1月12日 13時30分～15時45分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席者（・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

新基準適合性審査チーム

千明主任安全審査官、服部主任安全審査官、宇田川安全審査官、
日南川技術参与

事業者：

中国電力株式会社 電源事業本部 担当部長（電源土木）他11名

5. 要旨

- (1) 中国電力株式会社から、島根原子力発電所2号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち、「5条 津波による損傷の防止」について、1月7日提出資料に基づき説明があった。
- (2) 原子力規制庁から、主に以下の点について説明等を求めた。

【津波による損傷の防止について（第5条）】

防波壁外側の敷地について、敷地高さ（EL.+6.0m 及び EL.+8.5m）が明確となるよう、記載又は図を追加して説明すること。

防水区画化するエリアについて、設置許可基準規則における重要な安全機能を有する屋外設備の位置付けを踏まえ、網羅的に選定して説明すること。

敷地及び屋外施設の高さが明確となるよう、1～3号炉の取水路及び放水路の縦断図を追加して説明すること。

廃棄物処理建物及び制御室建物の浸水防護重点化範囲の設定について、耐震Sクラス設備の設置位置（EL.+3.0mの上位クラス電炉等）を再整理した上で、現状の設定に不足があれば、網羅的に設定して説明すること。

津波の流入経路の特定について、3号路から2号炉へ至る経路を含めて再整理した上で、現状の経路に不足があれば、網羅的に特定して説明すること。

タービン建物内の復水器を設置するエリアの浸水水位について、タービン補機海水ポンプ出口弁の閉止を前提として、低耐震クラス配管の

損傷による保有水の溢水量を評価していることが明確となるよう説明すること。

局所的な海面の固有振動による励起の評価方針について、保守的に設定した評価方針が局所的な海面の固有振動による励起が否定できないためであることを明確にして説明すること。

屋外タンクの溢水による B-非常用ディーゼル燃料設備、A、H-非常用ディーゼル燃料設備及び排気筒への影響について、影響がないとする根拠が明確となるよう説明すること。

漂流物による取水性への影響評価について、作業船、貨物船等の評価が明確となるよう説明すること。

EL. - 9.3m に設置した取水槽水位計について、水位検知メカニズムを明確にした上で、測定範囲 (EL. +10.7m ~ EL. - 9.3m) が測定可能であることを明確にして説明すること。

設置許可基準規則の別記 3 における建屋の要求事項に対し、建物としての評価及び方針が基準に適合していることを明確にして説明すること。

入力津波の設定のうち水位下降側における地殻変動の考慮について、津波波源となる海域活断層の地震による地殻変動量と基準地震動 S_s の震源となる海域活断層の地震による地殻変動量との重畳を考慮しないことを説明すること。

入力津波の設定における初期潮位の設定について、整理して説明すること。

発電所構外陸域の漂流物となる可能性がある施設・設備等の調査について、現状の調査方法が調査要領 (聞取調査及び現地調査) と齟齬がないことを関係資料に記載すること。

(3) 中国電力株式会社から、本日説明等を求められた内容について了解した旨の回答があった。

6 . その他

関係資料 : なし